

**山口県母子・父子福祉センターの指定管理者
の選定に係る報告書**

山口県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会

令和7年10月28日

山口県健康福祉部長 石丸 泰隆 様

山口県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会
委員長 横山 順一

山口県母子・父子福祉センター指定管理者の選定に係る報告書

山口県母子・父子福祉センターの指定管理者について、厳正な審査の結果、次のとおり選定したので、山口県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会設置要綱第2条第4号の規定に基づき報告します。

1 審査方法（概要）

（1）事業計画書の提出

指定予定団体である一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会に対し、事業計画書の提出を依頼した。

【単独指定の理由】

- 山口県母子・父子福祉センターは、ひとり親家庭等の福祉の向上のための便宜を総合的に供与することを目的とする県内唯一の母子・父子福祉施設であること。
- このため、ひとり親家庭等の状況やこれらに対する支援策等を熟知し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として県内で広域的な活動をしている唯一の団体である山口県母子寡婦福祉連合会（以下、「連合会」）が管理することが妥当であること。
- 連合会は、県からの委託により、ひとり親家庭等に対する就労支援などの事業を行っており、これらの事業と一体的に運営管理することにより、センターの機能をより充実させ、ひとり親家庭等への支援をきめ細かく、総合的に実施できること。
- 昭和46年4月の開設以来、連合会への管理委託により運営されており、また、平成18年度以降の指定管理においても、適切に運営管理がなされていること。

【一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会の概要】

代表者の氏名	理事長 永田禮子
主たる事務所の所在地	山口県山口市吉敷下東3丁目1番1号
法人設立登記年月日	昭和38年7月1日
法人の行う主な事業	<ul style="list-style-type: none">・母子・父子福祉団体の指導、育成・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する企画、運動及び普及・山口県から委託を受けて実施する相談業務、就業・自立支援や日常生活支援等に関する事業・無料職業紹介事業・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 選定委員会による審査

- ・事業計画書に基づくヒアリング
- ・資格要件の審査（こども家庭課で事前審査）
- ・審査基準による審査

※「資格要件」及び「審査基準」は参考資料のとおり

(3) 指定管理者予定者の選定

【山口県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会】

区分	氏名	所属・役職名	備考
学識経験者	横山 順一	山口県立大学社会福祉学部 准教授	委員長
財務専門家	祖山 久美	山口県中小企業診断協会	
利用関係者	勝田 志麻	山口県母子・父子自立支援員協議会 会長	
市町代表	有熊 雅人	山口市こども未来課長	

※各委員は、申請者と利害関係はない。

2 選定委員会の開催経緯

(1) 第1回委員会（令和7年9月）書面開催

- ・一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会の単独指定とすること
- ・審査基準等の協議
- ・「山口県母子・父子福祉センター指定管理者選定要項（案）」の承認

(2) 第2回委員会（令和7年10月23日）

- ・一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会に対するヒアリング
- ・審査（評価、意見のとりまとめ）
- ・指定管理予定者の選定

3 審査結果

事業計画書の内容やヒアリングをもとに検討した結果、一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会は、指定管理者として適格であると判断した。

【審査項目ごとの主な評価・意見】

審査項目	主な評価・意見
平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none">・県全体にサービスが行き渡るよう市町への配慮もされており、県央部以外の相談者に対する出張相談等しっかり対応している。
効用の発揮・経費の節減	<ul style="list-style-type: none">・講習会は時期に合ったテーマを設定し、ひとり親のニーズに対応している。・市町による実施状況のばらつきを解消していく必要がある。
人的体制・経済的基礎	<ul style="list-style-type: none">・相談件数が増加している状況で、現在の体制で今後も対応できるか、相談員の人員確保のための取組が必要。・相談対応には幅広い知識が必要であり、相談員の更新育成のための取組を継続してほしい。

参考資料

1 資格要件

法人その他の団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 県内に主たる事務所を有していること。
- (2) 県内で3年以上の社会福祉事業の運営実績があること。
- (3) 母子・父子福祉センターの運営にふさわしい人員の数、資産の額を有していること。
- (4) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - 法律行為を行う能力を有しない者
 - 破産者で復権を得ない者
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 国税、県税（個人県民税を含む。）を滞納している者
 - 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる代表者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という）
 - 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 審査基準

審査項目	審査内容
平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 管理運営に当たっての基本方針○ 母子及び父子並びに寡婦福祉への理解○ 法令の遵守○ 利用者の権利擁護・苦情解決○ 個人情報保護・情報公開の適正な取扱いに向けた体制・方策
効用の発揮・ 経費の節減	<ul style="list-style-type: none">○ 過去の取組実績とその自己評価○ 施設の利用促進への取組○ 質の高いサービス提供の方策○ 適正な収支計画○ 管理運営基準の低下を招かない経費削減方策
人的体制・ 経済的基礎	<ul style="list-style-type: none">○ 組織の安定性○ 経営の安定性○ 指定後の管理運営体制及び適正な業務の実施能力○ 緊急事態への対応